

国から
地方へ

平成19年から「財源移譲」によって

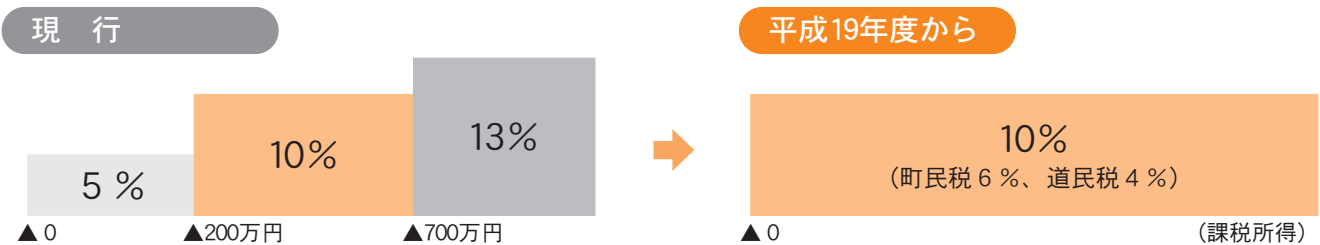
税金が変わります！

町民税・道民税

三位一体改革の柱の一つ「税源移譲」は、皆さんの身近で行政サービスを行っている地方団体に、国が集めている税金(所得税)のうちの一部を、移譲(住民税)しようとするものです。
税源移譲に伴い、皆さんに納めていただいている住民税(町・道民税)が来年度から変わります。

住民税の税率が一律10%になります。

住民税の所得割の税率は従来3段階に分けられていましたが、一律10%に変わります。
(※税率は町民税と道民税を合わせたものです)

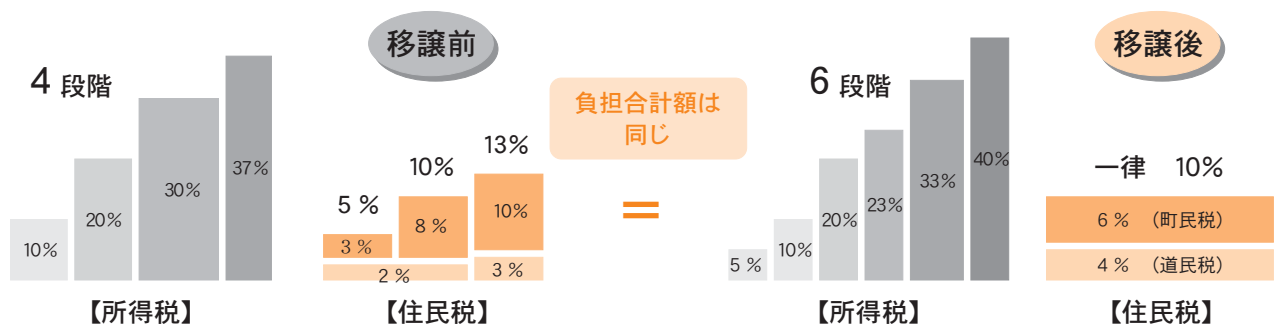


- 住民税について 住民税には、均等の額によって負担する「均等割」と、その人の課税所得金額に応じて負担する「所得割」があり、町民税と道民税を合わせて住民税と呼びます。
均等割額 4,000円 (町民税3,000円+道民税1,000円)
- 課税所得とは? 「課税所得」とは、給与や事業収入から給与所得控除や必要経費、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」になります。

住民税が増えても所得税が減るため、 両税の合計額は変わりません。

従来の3段階税率における5%の税率適用者は、一律10%の税率になると住民税の負担額は増えますが、所得税の税率が引き下げられます。逆に、住民税の税率が引き下げとなる13%の税率適用者は、所得税の税率が引き上げられます。

税源移譲の前後で『住民税+所得税』の納税者の負担は変わりません。



住民税は平成19年6月徴収分から、 所得税は平成19年1月徴収分から変わります。

住民税は、平成19年6月徴収分（平成19年度住民税 … 前年の所得に対する税負担です）から、所得税は、平成19年1月の源泉徴収税から変わります。

（確定申告については翌年から適用されます。平成19年春の確定申告では従来の税率が適用となります）

● 所得税と住民税の違い

課税時期 所得税は1年間の所得に対してその年に課税され、住民税は前年の所得に対して課税されます。

納税方法 所得税は、原則として確定申告により税額を確定させ納税します。サラリーマン（給与所得者）の場合は、給与の支払いの際に支払者が徴収して納付する源泉徴収制度が採用されており、年末調整で税額は清算されます。

住民税は、町から各個人あてに直接送付される納付書により、6月と10月の2回に分けて納税していただきます（普通徴収）。サラリーマンの場合は、毎年6月から翌年5月までの12カ月に分けて勤務先の会社などが毎月の給与から天引きしています（特別徴収）。

税源移譲前後の税額の計算例 【夫婦+子ども2人（うち1人が特定扶養）の場合】

	税源移譲前		税源移譲後	
	平成18年分 所得税	平成18年度 住民税	平成19年分 所得税	平成19年度 住民税
給 与 収 入	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
給 与 所 得	2,660,000	2,660,000	2,660,000	2,660,000
社会保険料控除	400,000	400,000	400,000	400,000
配偶者控除	380,000	330,000	380,000	330,000
扶養控除	1,010,000	780,000	1,010,000	780,000
基礎控除	380,000	330,000	380,000	330,000
控除合計額	2,170,000	1,840,000	2,170,000	1,840,000
課税所得	490,000	820,000	490,000	820,000
税率	10%	5%	5%	10%
税額	49,000	41,000	24,500	82,000
調整控除額				16,500
差引税額	49,000	41,000	24,500	65,500
税負担合計①	90,000		90,000	
定率減税	(10%)4,900	(7.5%)3,075	廃止	廃止
課税額	44,100	37,900	24,500	65,500
税負担合計②	82,000		90,000	

特定扶養とは、年齢16歳以上23歳未満の扶養親族のことをいい、一般の扶養親族よりも控除額が高くなっています。

人的控除額の差による負担額の減額措置（住民税の調整控除）

税源移譲による負担増減額 0円

定率減税廃止による負担増減額 8,000円

※上記の計算には、均等割額を含めていません。

税制改正により定率減税が廃止されます。

税源移譲によって皆さんが納める税金の総額は変わらないようになっていますが、税制改正によって毎年のように諸控除や減税が縮小されています。定率減税については、住民税においてすでに今年度から半分の7.5%になっており、来年度から廃止されますので、実際には税負担額が増えることになります。

（所得税の定率減税についても平成18年分から半分の10%になっており、平成19年分から廃止されます）